

【事務連絡】

平成 27 年 12 月 28 日

各関係団体 ご担当者 様

公益社団法人 北海道酪農検定検査協会
乳牛検定部

『牛群検定 Web システム』の外部支援者の利用開始について

本協会事業の推進につきましては、平素から特段のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

現在、牛群検定 Web システムは「検定農家」「検定組合」「検定組合連合会（利用申請のあった地区のみ）」を対象にご利用いただいておりますが、この度、その他の外部支援者の方でも利用可能となりました。つきましては、外部支援者の方が利用する場合の利用規約および利用申請書を送付いたしますので、利用を希望される場合は、検定農家の所属する検定組合へご相談の上、利用申請書の提出をお願いいたします。

記

1. 送付書類

- ・牛群検定 Web システム利用規約および別紙 1
- ・牛群検定 Web システム申請様式（様式第 1 号から第 6 号）

2. 利用申請の流れ

利用規約に同意される外部支援者の方が、利用したい検定農家の了承を得た上で利用申請書を検定組合へ提出します。検定組合が利用申請書の記載内容に問題ないと判断した場合、検定組合長印を押印の上、当会まで郵送でお送りください。

3. 利用申請後の流れ

当会でユーザーID を発行の上、利用申請者へ通知します。

4. 利用料金について

- ・一部の利用者を除き、外部支援者の方の利用は有料となります。
 - ※利用開始月から 3 ヶ月間は無料での利用が可能です。
 - ※平成 27 年度内の利用はすべて無料です。
- ・利用料金は年に一度（3 月予定）、次年度分を請求します。支払いが確認できない場合、利用の継続はできません。

- ・利用料金は次の通りです。

利用可能な 農家数の上限	月額利用料金 (税抜)
5 戸	1,000 円
10 戸	1,800 円
20 戸	3,500 円
50 戸	8,000 円
100 戸	15,000 円
無制限	50,000 円

- ・次に該当する利用者については無料で利用が可能です。
 - (A) 農業改良普及センター
 - (B) 検定組合と同地区の JA が当該検定組合の検定農家の成績を利用する場合
 - (C) 検定農家により構成される TMR センターが自身の構成検定農家の成績を利用する場合

5. 特記事項

- ・本申請により取得できるユーザーID は『牛群検定 Web システム DL』のユーザーID を兼ねています。
- ・平成 27 年度内は試験運用期間のため、どなたでも無料でご利用可能です。
平成 28 年度以降も利用を継続される場合は、利用料の支払いまたは利用継続手続きが必要となります。これらの手続き方法につきましては利用者へ改めて通知いたします。
- ・利用申請書には、検定農家が押印する欄を設けておりません。必ず検定農家の同意を得た上で利用申請を行ってください。
- ・検定農家の同意を確認するため、検定組合より同意書様式の提出を求められた場合は、検定組合の指示に従い、同意書の提出にご協力ください。
※本会へ提出していただく書類は利用申請書のみで構いません。